

平成18年7月19日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成16年(丙)第100号ウラン残土撤去土地明渡等請求控訴事件 (原審・鳥取地方裁判所平成12年(ワ)第149号)

口頭弁論終結の日 平成18年4月19日

判 決

控訴人・被控訴人 (1審原告, 以下「1審原告」という。)

同訴訟代理人弁護士 妻波俊一郎
同 水野彰子

茨城県那珂郡東海村村松4番地49

被控訴人・控訴人 (1審被告核燃料サイクル開発機構 [以下「1審被告」という。] 訴訟承継人一以下「1審被告訴訟承継人」という。)

独立行政法人日本原子力研究開発機構
同 代 表 者 理 事 長 殿塚 鶴一
同 訴訟代理人弁護士 溝呂木 商太郎
同 田 野 寿壽
同 妹 尾 直人
同 佐 藤 博
同 中 西 昌夫
同 片 岡 成
主 文

- 1 1審被告訴訟承継人の本件控訴に基づき, 原判決中, 1審被告に対し, 原判決添付の別紙ウラン残土目録1記載のウラン残土撤去を命じた部分を取り消す。

- 2 上記取消に係る1審原告の請求を棄却する。
- 3 1審原告の本件控訴を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも1審原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 1審原告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) (ウラン残土撤去土地明渡請求)

ア (主位的請求)

1審被告訴訟承継人は、1審原告に対し、原判決添付別紙ウラン残土目録1ないし3記載のウラン残土を撤去し、原判決添付別紙物件目録1記載の土地を明け渡せ。

イ (予備的請求)

1審被告訴訟承継人は、1審原告に対し、原判決添付別紙ウラン残土目録1ないし3記載のウラン残土を撤去し、原判決添付別紙物件目録2記載の土地を明け渡せ。

(3) (金員請求)

1審被告訴訟承継人は、1審原告に対し、160万円及びこれに対する平成12年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(なお、1審原告は、上記金員請求について、当審で請求の趣旨を変更したが〔請求の拡張〕、同請求の趣旨の変更が認められないことは、後記のとおりである。)

- (4) 1審被告訴訟承継人の控訴を棄却する。
- (5) 訴訟費用は、第1、2審とも1審被告訴訟承継人の負担とする。
- (6) 仮執行宣言

2 1審被告訴訟承継人

ラン残土による1審原告の精神的苦痛も存在しない。

第5 当裁判所の判断

1 本件ウラン残土に関する経緯についての事実認定

原判決16頁7行目から同19頁12行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、次のとおり補正する。

(1) 原判決16頁7行目から11行目を次のとおり改める。

「前提事実及び証拠（甲1, 2, 5~19, 22, 23~32, 34, 45, 56~60, 62, 65, 72~74, 乙1~26, 28~31, 44, 46, 51, 53~61, 67~75, 86, 92, 93〔各枝番を含む。〕、1審原告〔原審〕）並びに弁論の全趣旨によると、以下の事実が認められる。」

(2) 原判決17頁11行目及び12行目を削る。

(3) 原判決19頁4行目の次に改行して次のとおり加える。

「1審被告は、最高裁判所に上告提起と上告受理の申立てをした（同裁判所平成16年(大)第803号・同年(受)第823号）が、同裁判所は、平成16年10月14日、上告を棄却するとともに、上記申立てを受理しない旨決定し、1審判決が確定した。」

(4) 原判決19頁12行目の次に改行して次のとおり加える。

「(1) 1審被告は、平成17年9月17日までに本件第1残土を撤去した。」

2 1審原告の本件第1残土の撤去請求並びに本件第1土地及び本件第2土地の各明渡請求について

上記認定のとおり、1審被告は、平成17年9月17日までに本件第1残土を撤去したから、1審原告の本件第1残土の撤去請求並びに本件第1土地及び本件第2土地の各明渡請求はいずれも理由がない。

3 争点(1)（本件第1残土は本件第1土地上に存在しているか。）について

上記争点（本件第1残土は本件第1土地上に存在しているか。）は、主とし

て、1審原告が本件第1残土が本件第1土地上に存すると主張し、本件第1土地の所有権に基づく土地返還請求として、本件第1土地上に存する本件第1残土の撤去・本件第1土地の明渡しを求めた請求に係る請求原因事実の存否に関する争点であった。しかし、上記のとおり、本件第1残土は既に撤去されたのであるから、上記争点は、控訴審の主要な争点とはならない。

なお、1審原告は、上記争点について、本件請求の拡張に係る請求及び方面区と1審被告との間の本件ウラン残土撤去請求訴訟の確定判決に基づく撤去作業の実施や手順に影響がある旨主張する。しかし、本件請求の拡張が許されないことは、上記説示のとおりである。また、仮に1審原告の主張のとおり、上記争点の判断が別件訴訟の確定判決に基づく撤去作業の実施や手順に影響があったとしても、これにより、上記争点が本件訴訟の争点となり得るものではない。

また、本件第1土地の所在によって、本件第1残土の所在していた位置が変更されるものではないから、本件第1残土による1審原告の健康被害の有無にも影響を与えるものではない。

4 争点(2)（本件ウラン残土は1審被告の所有か。）について

(1) 上記争点（本件ウラン残土は1審被告の所有か。）は、本件ウラン残土についての1審被告の撤去義務の前提問題であるところ、上記のとおり、本件第1残土は既に撤去されたのであるから、本件第1残土については、上記争点は、控訴審の争点とはならない。

そして、本件第2残土については、当裁判所も、当該土地の一部として各土地の地権者の所有に属し、1審被告の所有に属していないと判断する。その理由は、後記のとおり、1審原告の原判決批判について判断するほか、原判決20頁24行目から同21頁20行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 1審原告の原判決批判について

上記認定のとおり、1審被告は、方面区との訴訟の判決によって、本件第2残土を含む本件ウラン残土を撤去すべき義務が確定している。しかし、上記撤去義務は、1審被告と方面区との間の本件協定に基づき認められたのであって（弁論の全趣旨）、1審被告が上記撤去義務を負うことにより、本件第2残土の所有権の帰属が確定するものではない。また、本件第2残土が当該土地付近以外の土地から持ち込まれたのであれば、本件第2残土の有害性の程度や存置されている土地との結合の程度によっては、当該土地と一体となっていないと評価する余地はある。しかし、本件第2残土は、当該土地付近の地中に存したものであり、また、上記認定のとおり、本件第2残土の上には草木が生い茂っている状況にあることを総合考慮すると、本件第2残土は、存置されている土地から独立性を有しておらず、当該土地に附合したと認めるのが相当である。

1審原告のその余の主張は、上記判断を左右するものではない。

したがって、1審原告の主張は採用できない。

5 爭点(3)（本件ウラン残土は本件土地の利用を妨害しているか。）について

上記のとおり、本件第1残土は既に撤去されたのであるから、本件土地の利用を現に妨害しているとはいえない。

ところで、所有権に基づく妨害排除請求の相手方は、現にその妨害を生じさせている者である。しかるに、上記4の説示のとおり、本件第2残土が1審被告の所有に属していない以上、本件第2残土の存在により、1審被告が本件土地の利用を現に妨害しているとはいえない。したがって、1審原告は、1審被告に対し、本件土地の所有権に基づき、本件第2残土の撤去を請求することはできない。

なお、上記説示によると、争点(4)（1審原告は本件撤去協定の履行期もしくは履行条件に拘束されるか。）及び争点(5)（1審原告の請求は権利濫用に当たるか。）について判断する必要がないこととなる。

6 爭点(6) (1審原告が精神的損害を被ったと認められるか。)について

(1) 本件ウラン残土から放出される放射線等による精神的損害について

ア 当裁判所も、本件ウラン残土から発生するラジウムやラドン等により、1審原告の生活環境や健康等に影響を及ぼしているとはいえないと判断する。その理由は、後記のとおり、1審原告の原判決批判について判断するほか、原判決34頁5行目から同35頁19行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、文章冒頭の「ア～ウ」を「(ア)～(ウ)」に改める。

イ 1審原告の原判決批判について

1審原告は、いかなる低レベル・微量の放射能によっても、人体に悪影響があると主張する。

まず、1審原告に、現実に具体的な健康被害が出ていることは認められないところ（弁論の全趣旨）、それにもかかわらず、1審原告が本件ウラン残土から発生するラジウムやラドン等により、精神的に被害を受けたというためには、一般的な科学的知見の裏付けをもって、上記ラジウム等から人体に悪影響を及ぼすことが相当程度確実に予測される状況であったことが前提となるべきである。そこで、検討するに、確かに、小出裕章作成の意見書（甲61, 64, 67, 68, 75, 79, 89, 90）には、低線量レベルの放射線の被曝によっても、人体への影響がある旨の記載が存在する。しかし、広島・長崎の疫学調査によても、統計的に影響があると認められた最低線量は50mSv／年である（乙87）。上記小出意見書もそのことを前提とした上で、もっと低線量の被曝の場合でも、50mSv／年以上の被曝の場合と同様の比例関係が存在すると推認される（LNT仮説—甲79）というのである。しかし、LNT仮説は、放射線防護の観点から、安全側の評価となることから導入された仮説であり、一般的な科学的知見の裏付けがあるものではない（乙67, 68）。

そうすると、原判決が認定するところ（原判決25頁4行目から20行目）、本件第1残土表面における実効線量を1年に換算した最大値は26.28 mSv／年であるところ、上記数値が本件第1残土表面のものであって、しかも24時間・365日の換算値であり、1審原告が本件土地から約1km離れた場所に居住していること（1審原告〔原審〕）に照らすと、本件ウラン残土の放射線により、一般的な科学的知見の裏付けをもって、1審原告の生活環境や健康等に危険を及ぼすことが相当程度確実に予測されるような状況にあったとは認められない。

また、1審原告は、放射線の被曝による影響を日常的に心配して生活しなければならなかつたこと自体が明らかに精神的苦痛に該当する旨主張するが、上記説示のとおり、一般的な科学的知見の裏付けをもって、1審原告の健康等に危険を及ぼすことが相当程度確実に予測されるような状況にあったとはいえない以上、上記影響に対する心配のみで損害賠償を相当とするような精神的苦痛があつたとは認められない。

したがつて、1審原告の主張は採用できない。

（2）本件土地の十分な利用が妨げられることによる精神的損害について

ア 1審原告の本件第1土地取得の経緯

原判決30頁5行目から同31頁16行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決30頁20行目から21行目にかけての「（実際の位置関係は、前記2のとおりである。）」を削る。

イ 1審原告の本件第2土地取得の経緯

前提事実のとおり、1審原告は、本件第2土地を、平成14年12月25日に取得しているが、上記取得は、本件訴訟係属中の取得であつて、土地の使用収益を目的とせず、専ら所有権に基づく妨害排除請求を行うことを目的としていることは明らかである。

ウ そうすると、1審原告の本件土地の取得経緯、特に、1審原告は、本件

土地上に本件ウラン残土が存在することやその影響を十分に認識した上で、本件ウラン残土を撤去させる訴訟を提起する目的をもって取得したのであって、同事情を考慮すると、本件ウラン残土の存在を原因として、本件土地の利用が妨げられたことにより、原告が精神的苦痛を受けたとまでは認めることができない。

第6 結論

以上のとおりであって、1審原告の請求はいずれも理由がなく、棄却すべきところ、原判決は、これと結論を一部異にして、本件第1残土の撤去を命じた。そこで、1審被告の本件控訴に基づいて、上記撤去を命じた部分を取り消して、当該部分に係る1審原告の請求を棄却し、1審原告の本件控訴は理由がないから、棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所松江支部

裁判長裁判官 赤西芳文

裁判官 橋本眞一

裁判官 次田和明

これは正本である。

平成18年7月19日

広島高等裁判所松江支部

裁判所書記官 東

真

